平成２４年（フ）第１２８号
大阪市住吉区苅田３丁目７－４、住民票上の住所大阪市住吉区苅田５丁目14番27―303号
債務者　大田　敏弘
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４号
大阪市城東区諏訪３丁目９番２号　入江方
債務者　元木　　博
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０２号
大阪府四條畷市南野１丁目16番22号、前住所大阪府四條畷市中野新町10番11号
債務者　西口　絹代
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３号
大阪府四條畷市南野１丁目16番22号、前住所大阪府四條畷市中野新町10番11号
債務者　西口　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ40―309号、住民票上の住所大阪市西成区橘１丁目11番28―403号　コーポたちばな403号
債務者　北山　清春
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４号
大阪市鶴見区今津北２丁目７番32号
債務者　江崎　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０号
大阪市城東区東中浜１丁目２番７号　トニーワン305
債務者　中野　俊哉
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８８号
大阪市淀川区十三元今里１丁目７番21号　第２エンシンハイツ402号
債務者　田村　博史
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９号
大阪市淀川区十三元今里１丁目７番21号　第２エンシンハイツ402号
債務者　田村千恵子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０２号
大阪府寝屋川市緑町34番５号、前住所大阪府四條畷市江瀬美町11番21号
債務者　福田　淑子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０７号
大阪市西区土佐堀１丁目５番21―504号
債務者　松本　典子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４４号
大阪府池田市神田１丁目７番17号
債務者　源川　逸男
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６４号
大阪府門真市柳町１番17号　柳町ハイツ201号、前住所大阪府門真市常称寺町12番20号
債務者　竹尾　誠一
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９３号
大阪府豊中市島江町２丁目22番５―103号
債務者　石井　正容
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０２号
大阪市都島区都島本通２丁目９番５号　瀬戸マンション205号
債務者　坂田　充子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６３号
大阪府泉佐野市上町２丁目２番12号泉佐野コーポ４Ｆ１
債務者　室谷久美子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７１号
大阪府泉佐野市野出町12番23号
債務者　濱田　正一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係